電子納品に関する運用基準

(施設・設備編)

平成21年8月

名古屋市上下水道局

<目次>

芽	第1草 は	こじめに・	•	• •	•	•	•	•	•	•	• •	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1
	第1節	電子納品	上に	関す	る	運	用:	基	準	の	目	的	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1
	第2節	本基準の	取打	扱い	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1
	第3節	適用する	事	業・	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1
第	百2章 電	i 子納品 σ	定記	養と	対	象	範	囲	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2
	第1節	電子納品	しのえ	定義	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2
	第2節	電子納品	りの材	霍利	等	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2
	第3節	適用する	要領		基	準	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	3
	第4節	電子納品	」 の §	実施	計	画	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		•	4
	第5節	電子納品	カカ	対象	書	類	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		5
第	3章 電	i 子納品 σ)運月	用方	法	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	7
	第1節	電子納品	」の 》	流れ		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	7
	第2節	特記仕様	き書の	の記	載	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	8
																			•	•									8
	第3節	協議事項	₹•	• •	•	•	•			•																	•	٠	0
	第 3 節 第 4 節	協議事項電子成果																											9
			見品の	の提	出	方	法	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•			•	•	•		•	•	•	•	

第4章	電子成果品の作成方法・・・・・・・・・・・・・・・・ 12
第1節	工事完成図書電子納品要領(案)(H 2 0.4 日本下水道事業団)
	の上下水道局における追加・変更点・・・・・・・・・・・ 13
第2節	実施設計業務等電子納品要領(案)(H 2 0.4 日本下水道事業団)
	の上下水道局における追加・変更点・・・・・・・・・・ 18
第3節	下水道施設САD製図基準(案)(Н20.4日本下水道事業団)
	の上下水道局における追加・変更点・・・・・・・・・・ 21
第4節	付属資料(H20.4 日本下水道事業団)
	の上下水道局における追加・変更点・・・・・・・・・・ 22
第5節	地質・土質調査成果電子納品要領(案)(H16.6 国土交通省)
	の上下水道局における追加・変更点・・・・・・・・・・ 23
付属資料	1 事前協議チェックシート・・・・・・・・・・・・・ 25
付属資料	2 電子媒体納品書・・・・・・・・・・・・・・・・ 27
付属資料	3 電子成果品検査結果表・・・・・・・・・・・・・・ 28

第1章 はじめに

第1節 電子納品に関する運用基準の目的

電子納品に関する運用基準(以下、「本基準」という。)は、名古屋市上下水道局が平成21年度から実施する電子納品に対応するために、発注者及び受注者に向けて作成したものである。

第2節 本基準の取扱い

本基準は、電子納品の定義と権利、対象範囲、電子納品の流れ、受発注者間の協議 事項、検査方法などの「電子納品の運用に関する事項」と、工事及び業務委託の成 果品のうち電子的手段によって発注者に引き渡す書類(以下、「電子成果品」という。) の電子データの形式やファルダ構成など「電子成果品の作成方法に関する事項」を 盛り込んだものである。

なお、電子成果品の作成方法については、原則として日本下水道事業団等の各電子納品要領・基準(案) に準じるものとするが、本基準に定めているものについては、本基準を優先することとする。

第3節 適用する事業

本基準は、第2章 第4節 電子納品の実施計画に示す電子納品の対象工事及び業務委託に適用する。

なお、本基準における電子納品は、表-1 に示す仕様書において規定される成果品の内、表-4、表-6に示す成果品を対象に適用する。

公 工 协 干 工 协 目 元										
種別	仕様書名称	年月								
土木	名古屋市上下水道局土木工事共通仕様書(共通編)	H20.11								
上水	名古屋市上下水道局土木工事共通仕様書 附属書(下水道編)	H20.11								
	名古屋市上下水道局工事共通仕様書(施設総則編)	H20.6								
	名古屋市上下水道局工事共通仕様書(機械設備工事編)	H20.6								
設備	名古屋市上下水道局工事共通仕様書 (機械設備製作編)	H21.6								
HX 1/m	名古屋市上下水道局工事共通仕様書(電気設備工事編)	H20.6								
	名古屋市上下水道局工事共通仕様書(建築工事編)	H20.6								
	名古屋市上下水道局工事共通仕様書(建築機械設備工事編)	H21.8								
共通	名古屋市上下水道局設計業務委託共通仕様書(共通編)	H21.8								
六四	名古屋市上下水道局設計業務委託共通仕様書(測量編)	H20.12								

表 - 1 標準仕様書一覧

第2章 電子納品の定義と対象範囲

第1節 電子納品の定義

電子納品とは、調査、設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子成果品として納品することをいう。

第2節 電子納品の権利等

納品した電子成果品の著作権等の取扱いは、以下のとおりとする。

- (1) 受託人は、電子成果品が著作権法(昭和 45 年法律第 48 号)第 2 条第 1 項第 1 号に規定する著作物(以下「著作物」という。)に該当する場合には、当該 著作物に係る受託人の著作権(著作権法第 21 条から第 28 条までに規定する 権利をいう。)を当該著作物の引渡し時に上下水道局に無償で譲渡するものと する。
- (2) 上下水道局は、電子成果品が著作物に該当するとしないとにかかわらず、当該電子成果品の内容を受託人の承諾なく自由に公表することができる。
- (3) 上下水道局は、電子成果品が著作物に該当する場合には、受託人が承諾したときに限り、既に受託人が当該著作物に表示した氏名を変更することができる。
- (4) 受託人は、電子成果品が著作物に該当する場合において、上下水道局が当該 著作物の利用目的の実現のためにその内容を改変するときは、その改変に同 意する。また、上下水道局は、電子成果品が著作物に該当しない場合には、 当該電子成果品の内容を受託人の承諾なく自由に改変することができる。
- (5) 受託人は電子成果品(業務を行う上で得られた記録等を含む。)が著作物に該当するとしないとにかかわらず、上下水道局が承諾した場合には、当該電子成果品を使用又は複製し、当該電子成果品の内容を公表することができる。
- (6) 上下水道局は、受託人が電子成果品の作成に当たって開発したプログラム(著作権法第10条第1号第9号に規定するプログラムの著作物をいう。)及びデータベース(著作権法第12条の2に規定するデータベースの著作物をいう。)について、受託人が承諾した場合には、当該プログラム及びデータベースを利用することができる。

第3節 適用する要領・基準

電子納品は、表-2に示す要領・基準(案)を適用する。

表-2 電子納品で適用する要領・基準(案)

策定 期間	分類	要領・基準(案)
名古屋市	全般	電子納品に関する運用基準(施設・設備編)(H21.8)
日事本下業	全般	下水道施設CAD製図基準(案)(H20.4)
下水道	工事	工事完成図書電子納品要領 (案) (H20.4)
(1)	設計	実施設計業務等電子納品要領(案)(H20.4)
玉	地質調査	地質・土質調査成果電子納品要領(案)(H16.6)
国土交通省	全般	CAD製図基準 (案) (H16.6) ※2
通省	写真	デジタル写真管理基準 (案) (H18.1)

※2:地質調査のみ準拠する。

(参考)

日本下水道事業団の各納品要領・基準(案)は下記から入手する。

(財)下水道業務管理センター

本部 TEL 03-5842-3313 FAX 03-3815-3941 〒113-0034 東京都文京区湯島 2-31-27 湯島台ビル 2F 大阪支部 TEL 06-6886-1033 FAX 06-6886-1036 〒532-0011 大阪市淀川区西中島 6-1-1 新大阪プライムタワー 20F

国土交通省の各納品要領・基準(案)は、以下のWebサイトで確認のこと。 URL: http://www.cals-ed.go.jp/

第4節 電子納品の実施計画

電子納品の実施計画を表-3に示す

区分 業種 H21 年度 H22 年度 H23 年度 H24 年度 予定価格 予定価格 建設コンサル 計画業務 2000 万円以上 2000 万円以上 全件実施予定 全件実施予定 タント ※4 (指定委託) 委 予定価格 設 託 地質·土質調 予定価格 500 万円以上 全件実施予定 全件実施予定 500 万円以上 **※**3 **※**6 (指定委託) 下水道土木工 予定価格 予定価格 全件実施予定 事 ※6 2億円以上 1億円以上 予定価格 予定価格 上下水道建築 全件実施予定 工事 1億円以上 5000 万円以上 予定価格 予定価格 上下水道機械 工 全件実施予定 5000 万円以上 設備工事 1億円以上 事 上下水道電気 予定価格 予定価格 全件実施予定 3.5設備工事 1億円以上 5000 万円以上

表-3電子納品の実施計画

- ※ 3 記載されていない業種の業務委託は電子納品の対象外とする。
- ※ 4国土交通省の建設コンサルタント登録規定に基づき国土交通省に登録された企業。

予定価格

予定価格

1億円以上

1億円以上

予定価格

予定価格

5000 万円以上

5000 万円以上

全件実施予定

全件実施予定

- ※ 5 単価契約の工事は除く。また設計業務委託が電子納品の対象であった工事に限る。
- ※ 6 管きょ工事は除く。

上下水道建築

電気設備工事

上下水道建築

機械設備工事

(注) 予定価格が公表されないものは、それぞれ発注図書の特記仕様書に従うものとする。

第5節 電子納品の対象書類

工事及び業務委託の電子納品の対象書類を表-4及び表-6に示す。

工種 電子納品対象書類 ファイル形式 必須/任意 SXF (SFC) 土木 完成図※8 オリジナルファイル 建築 **※** 9 機械設備 SXF (SFC) 完成図※8 オリジナルファイル 建築機械設備 完成図書 **※** 7 電気設備 **※** 9

PDF

表-4 電子納品の対象書類(工事)

凡例 ● :電子納品(必須)

建築電気設備

- ※ 7 各種、工事共通仕様書に示す完成図書。
- ※ 8 完成図面についての留意事項
 - ・発注図が CAD 図面の場合のみ、電子納品の対象とする。
 - ・表-5 に発注図面の形式に対応した完成図面の作成形式を示す。

上記以外

※ 9 オリジナルファイルとは、完成図作成にあたり、SXF(SFC)形式とは別形式で作成後に SXF(SFC)形式に変換を行っていた場合、変換前のファイル形式の電子データをいう。

発注図	図面の形式	完成図面の形式	備考
CAD	SXF (SFC) 形式 (下水道施設 CAD 製 図基準(案) に準拠)	SXF(SFC)形式 (下水道施設 CAD 製図基 準(案)に準拠)	発注図面が、受注者の CAD ソフトで開かないまたは線がずれるなど、発注図面に不備がある場合は、発注図
図面	その他形式	発注図面と同様の形式 または作成可能な形式 ※10	面(CAD図面)を参考データとして 取扱い、発注者は紙図面を受注者へ 渡し、完成図面の形式は紙図面とす る
	紙図面	紙図面 ※11	

表-5 完成図面の作成形式

- ※10 SXF (SFC) 形式で作成することを妨げるものではない。
- ※11 SXF(SFC)形式または作成可能な形式でのCAD図面の作成を妨げるものではない。

表-6 電子納品の対象書類(業務委託)

電子約	内品対象書類	ファイル 形式	必須任意
		SXF (SFC)	•
	図面	オリジナルファイル	
土木		※ 12	
建築		PDF	•
	構造計算書	オリジナルファイル	
		※ 12	•
地質・土質調査	報告書	PDF	•
地貝 工貝侧耳	写真	JPEG	•
		SXF (SFC)	•
機械設備	図面	オリジナルファイル	
建築機械設備		※ 12	
電気設備		PDF	•
建築電気設備	検討書	オリジナルファイル	
		※ 12	•

凡例 ●:電子納品(必須)

※12 オリジナルファイルとは、ワープロ、表計算ソフト等で作成した電子データのこと。(一般的でない形式の場合は監督員と協議すること。)

第3章 電子納品の運用方法

第1節 電子納品の流れ

上下水道局における電子納品の流れを図-1に示す。

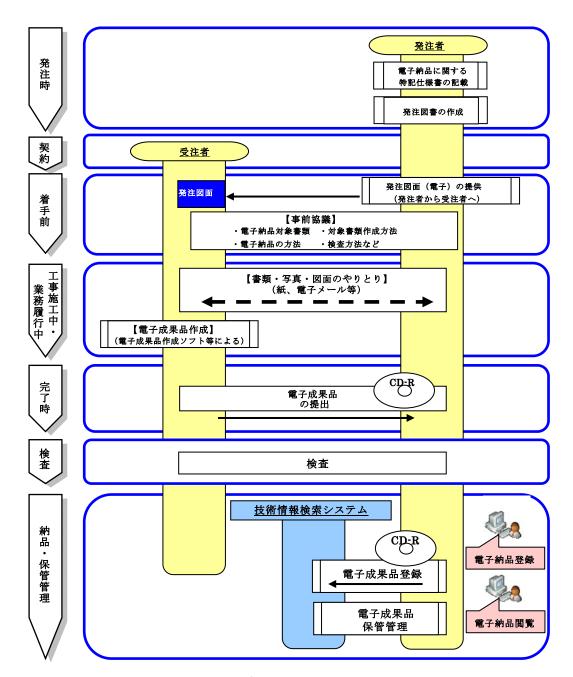


図-1上下水道局における電子納品の流れ

第2節 特記仕様書の記載

電子納品の実施にあたり、電子納品に関する事項を特記仕様書に記載すること。表 -7 に工事及び業務委託を対象とした電子納品の特記仕様書を示す。

表-7 電子納品に関する特記仕様書

電子納品に関する特記仕様書

- 1 本件は「電子納品に関する運用基準(施設・設備編)平成21年8月」の対象とする。
- 2 本件の成果品のうち、「電子納品に関する運用基準(施設・設備編)平成 21 年 8 月」の表 4 及び表 6 に示す成果品を対象とし、同基準に従い作成することとし、機械設備、建築機械設備、電気設備、建築電気設備については、共通仕様書にある電子完成図書作成要領は適用しないこと。
- 3 電子納品の対象とする成果品は、電子媒体 CD R) で提出すること。ただし、CD Rが 複数枚となる場合は、受発注者間で協議の上、DVD - R を使用することも可とする。
- 4 受注者は、電子納品に必要なハード及びソフト環境の整備を行うものとする。なお、 利用するパソコンは最新のセキュリティ対策を施すこと。
- 5 その他上記に定めること以外については、受発注者による協議により定めること。

第3節 協議事項

1 協議時期

電子納品の実施にあたっては、工事及び業務委託の着手前に受発注者間で事前に協議を行い、実施中の混乱や手戻りを防ぐものとする。

- 2 協議事項
- 電子納品対象書類
- ・電子成果品の作成方法(ファイル形式)
- 検査方法など
- 3 協議方法

「付属資料 1 事前協議チェックシート」を用いて受発注者間で協議を行う。 協議した事前協議チェックシートは受発注者双方が確認の上、受注者が原本を、発 注者はコピーを保管する。

第4節 電子成果品の提出方法

1 提出部数

電子成果品は、以下の形態で提出すること。

- ・電子納品の対象書類を電子データで格納した CD R を 1 部 (なお、受発注者間での協議の上、必要に応じて CD R を複数部数提出することも可とする。)
- ・検査用に紙に打ち出したものを1部
- 2 提出電子媒体
- (1) 電子媒体

電子媒体は、改ざん防止のため一度しかデータの書き込みができない CD-R を用いることとする。

【留意事項】

- ・基本的に 1 枚の CD R に格納すること。ただしデータ容量が多く 1 枚の CD R に収まらず、複数の CD R に格納する場合は以下の規則に従う。
 - 各CD-Rに何枚目/総枚数を明記する。
 - 何枚目のCD RであってもCD R内のルートからのフオルダ構成は変えない。
 - 何枚目のCD Rであっても、工事管理ファイル・業務管理ファイルを各CD R のルート直下に添付する。ただし、各工事管理ファイル・業務管理ファイのメディア番号は各CD-Rに明記してある「○枚目/総枚数」の番号と整合をとる。
- ・CD Rが複数枚になる場合、受発注者間で協議の上、DVD R を使用することも可とする。
- ・電子媒体は、CDサイズのプラスチックケースもしくはA4サイズのCD-R用ケースに入れて納品すること。なお、A4サイズのCD-R用ケースの場合は、A4判のファイルに綴じ込んで納品することとする。
- ・CD Rを入れるプラスチックケースは、厚さ10mmのものを使用し、記入例のとおり、ケースの背表紙には、「件名」、「作成年月」を横書きで明記する。ケースは透明なものとし、CD Rを格納後にCD Rのラベル記載事項が見えるものとする。なお、件名が長く書ききれない場合は、頭から書けるところまで記入すること。

記入例: 平成〇年度〇〇〇〇〇〇工事(業務) 平成〇年〇月

(2) 電子媒体ラベル

CD-Rのラベル面には、図-2に示すように必要事項を直接印刷、または油性フェルトペンで表記する。この時、表面に損傷を与えないように注意すること。ラベル面へ印刷したシールを貼り付ける方法は、シールによって温湿度の変化で伸縮し、CD-Rなどが損傷することにより内容が失われたり、CDドライブに損傷を与えることがあるので行わないこと。



図 - 2 電子媒体記入例

番号	記載項目	記載内容
1	設計書番号	設計書番号を記入する。
2	件名	工事名または業務委託名を記入する。
3	枚数/全体枚数	全体枚数の何枚目であるか記載
4	作成年月日	工期終了時または業務完了時の年月を記載
(5)	発注者	発注者名を記入する。
6	受注者	受託人または請負人を記入する。
	ウィルス対策ソフト	ウィルスチェックをしたソフトウェア名と
	リイルへ対象ファト	バージョン情報を記入する。
(7)	 ウィルス定義	ウィルスチェックした際のスキャン定義フ
	ソイルへ足我	ァイルを記入する。
	フォーマット形式	「ISO9660 (レベル 1)」と記入する。
	チェック年月日	ウィルスチェックをした日を記入する。

(3) 電子媒体納品書

納品する電子媒体の原本性を確保するため、付属資料 2 に示す「電子媒体納品書」 を作成し、納品時に電子媒体と併せて提出すること。

3 電子成果品のチェック

(1) 自主検査

受注者は、作成した全ての電子媒体について、付属資料3に示す「電子成果品検査結果表」に従って、その外観や基本構成、内容等に関する検査を行い、その結果を記録して提出すること。

(2) ウィルスチェック

受注者は、電子成果品の提出前には、必ず以下の項目に従ってウイルス対策を行うこと。

- ・ 受注者は、電子成果品が完成した時点で、ウィルスチェックを行う。
- ・ ウィルス対策ソフトは特に指定しないが、信頼性の高いものを利用する。
- ・ 最新のウィルスも検出できるように、ウィルス対策ソフトは常に最新のデータに 更新 (アップデート) したものを利用する。

担当監督員は、受注者より提出された電子媒体に対しウィルスチェックを行うこと。

第5節 検査方法

電子納品された書類について、表 - 8 の検査方法で実施する

表-8 検査方法

区分	電子納品書類	検査方法
	フォルダ構成や 管理項等	電子データから検査を行う。
工事	完成図面	電子データからレイヤ構成の検査を行う。また図の円滑な検査 実施の観点から、A1 または A3 判程度に出力した図面を受注 者は用意して検査を行う。この際、SXF 形式で提出する工事 完成図は、SXF ブラウザを用いて印刷するものとする。 紙による検査を行う。
	その他	※受注者は紙書類を用意すること。
	フォルダ構成や 管理項等	電子データから検査を行う。
業務委託	図面	電子データからレイヤ構成の検査を行う。また図の円滑な検査 実施の観点から、A1 または A3 判程度に出力した図面を受注 者は用意して検査を行う。この際、SXF 形式で提出する工事 完成図は、SXF ブラウザを用いて印刷するものとする。
	その他	紙による検査を行う。 ※受注者は紙書類を用意すること。

なお、電子データによる検査で用いるパソコンは発注者が用意する。

第6節 電子成果品の保管管理

納品された電子成果品(CD-R)は、監督課公所で保管管理する。 また、担当監督員は、電子成果品の電子データを技術情報検索システムに登録する。 なお、登録保管方法については、「技術情報検索システム操作マニュアル」を参照す ること。

第4章 電子成果品の作成方法

電子納品の作成方法については、原則として本基準の第2章第3節適用する要領・基準に示す各電子納品要領・基準(案)に準じるものとするが、以下に示す要領・基準(案)については上下水道局の実務に適用するように一部追加・変更しているので、該当部分は本基準(案)を優先することとする。

• 工事完成図書電子納品要領(案)(H20.4) 日本下水道事業団

• 実施設計業務等電子納品要領(案)(H20.4) 日本下水道事業団

· 下水道施設 CAD 製図基準(案)(H20.4) 日本下水道事業団

・ 地質・土質調査成果電子納品要領(案)(H16.6) 国土交通省

· CAD 製図基準 (案) (H16.6) 国土交通省

第1節 工事完成図書電子納品要領(案)(H2O.4日本下水道事業団)の上下水道局 における追加・変更点

項目	細目	頁	名古屋市上下水道局における追加・変更点
1.1 適用範囲		1-1	本基準「第1章 第3節 適用する事業」に示す。
2. 電子納品の流れ		1-5	本基準「第3章 第1節 電子納品のながれ」に示す。
3. フォルダ構成		1-7	本基準の図-3に示す。
4.1ファイル形式		1-12	下水道事業団に準拠するが、JS 独自の管理ファイル (JS ファイル) は作成しない。
4.2 ファイル命名規則		1-13	下水道事業団に準拠するが、JS 独自の管理ファイル (JS ファイル) は作成しない。
	表 4-2 業務 管理項目(国 交省ファイ ル)	1-14	発注図フォルダ名、特記仕様書オリジナルファイルフォルダ名、打合せ簿フォルダ名、打合せ簿オリジナルファイルフォルダ名、施工計画書フォルダ名、施工計画書オリジナルファイルフォルダ名、写真フォルダ名は記入不要
4.3 業務管理項目	(4)工事番号	1-14	契約書に記載の設計番号をハイフン「一」を省く他、 下記の【例】(半角英数字 10 文字:固定)のように 記入する。 【例】 下水道事業の場合 設計番号:09-15D-030 → 設計書コード:200915D030 西暦下 2 桁 → 西暦 4 桁に変換 水道事業の場合 設計番号:21 水整 998 → 設計書コード:2009052998 和暦+水整 → 西暦 4 桁+052 に変換
	(6)住所コー ド	1-14	区のコードおよび市町村コード (半角数字 5 文字: 固定)を記入する。本基準の表-9を使用する。
	(10)測地系、 境界座標情 報	1-14	該当がない場合は測地系の区分コードは「01」(半角数字2文字:固定)境界座標情報は「99999999」(半角数字8文字:固定)を記入する。
	報 (12) 発 注 者 情報		発注者-大分類には「名古屋市」(全角文字4文字: 固定)を記入する。 発注者-中分類には「(内部部局)」(全角文字6文字: 固定)を記入する。 発注者-小分類には「上下水道局」(全角5文字:固定)を記入する 発注者機関コードには名古屋市上下水道局の 「40601010」(半角数字8文字:固定)を記入する。

4.4 工事管理項目 (JS項目)		1-20	作成しない
8. 完成図フォルダ 【DRAWINGF】		1-44	完成図作成にあたり、SXF(SFC)形式とは別形式で作成後に SXF(SFC)形式に変換を行っていた場合、完成図フォルダ内にサブフォルダとして図面オリジナルファイルフォルダ【ORG】を作成して、オリジナルのデータを格納する。
8.1.2ファイル命名 規則		1-46	表 6-3 図面ファイル命名規則は本基準の表-10 を使用する。
8.2.3 図面管理項目 (国交省ファイル)	表 8-7 対象 工種一覧	1-55	表 8-7 対象工種一覧は本基準の表-11 を使用する。
8.2.4 図面管理項目 (JSファイル)		1-57	作成しない
11.1 電子成果品の 作成流れ		1-79	本基準「第3章 第1節 電子納品のながれ」に示す。
11.4 電子成果品の チェック		1-83	本基準「第3章 第4節 電子成果品の提出方法」に示す。
11.6 電子媒体等の 表記		1-86	本基準「第3章 第4節 電子成果品の提出方法」に示す。
11.8 電子成果品の 納品及び確認		1-90	表 11-1 電子成果品提出物一覧表は本基準の表-12 を使用する。 (別表)確認用印刷紙の提出頻度は本基準の表-13 を使用する。
	【解説】(1) (2)(3)	1-90	電子成果品のチェックについては、本基準「第3章第4節電子成果品の提出方法」に示す。
11.9 電子成果品の 登録及び保管		1-93	適用しない

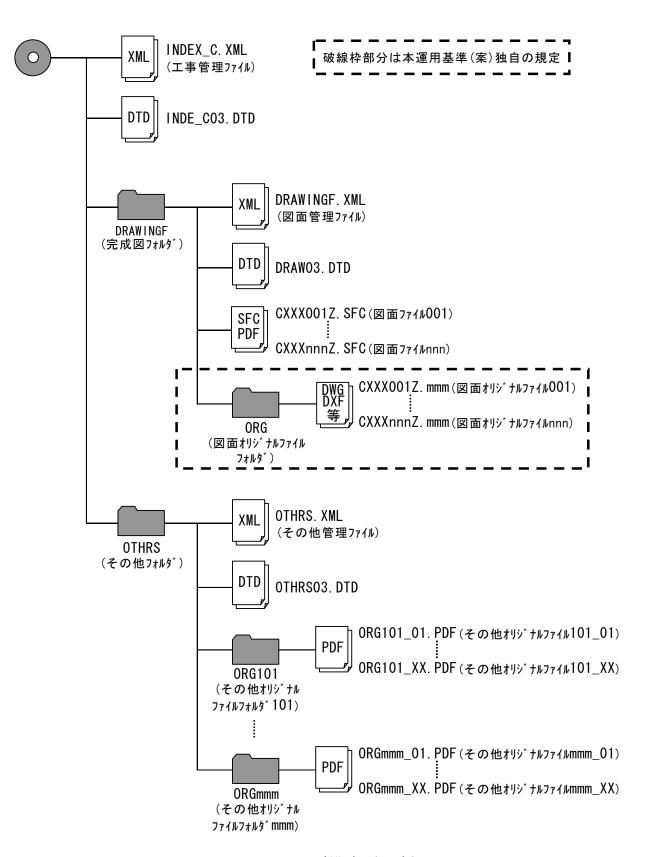


図-3 フォルダ構成(工事)

表-9 住所コード

住所コー	業務対象地域	住所コー	業務対象地域	住所コー	業務対象地域
ド		٢		ř	
23101	名古屋市千種区	23111	名古屋市港区	23215	犬山市
23102	東区	23112	南区	23220	稲沢市
23103	北区	23113	守山区	23421	海部郡七宝町
23104	西区	23114	緑区	23422	美和町
23105	中村区	23115	名東区	23423	甚目寺町
23106	中区	23116	天白区	23424	大治町
23107	昭和区	23206	春日井市		
23108	瑞穂区	23219	小牧市		
23109	熱田区	23233	清須市		
23110	中川区	23203	一宮市		

表-10 図面等の命名規則

ファイ ル名	命名規則		データ表 現	文字数	説明
		1	半角英大文字	1	ライフサイクル(S, D, C, M のいずれか、工事の場合 は C、設計の場合は D)
図面ファイル	O O OO OO O. SFC O O O O O O O	2	半角数字	1	整理番号(設計区分) (1~9)
		3	半角英大文字	2	図面種類
		4	半角数字	3	図面番号(001~999)
図面オ		5	半角英数 大文字	1	改訂履歴 (0~9, A~Z, 最終は Z)
リジナ ルファ イル	O O OO OO O. XXX 1 2 3 4 5 6	6	半角英大文字	3	拡張子固定(.SFC 又 は.PDF)
71 /		7	半角英大文字	3	図面オリジナルファイル 作成ソフト固有の拡張子

表-11 対象工種一覧

	工種	対象工種		適用基準	
			(数値)	(概要)	
	土木	101	101	処理場・ポンプ場(土木)	
下	建築	102	102	処理場・ポンプ場(建築)	
水	建築機械	103	103	処理場・ポンプ場(建築機械)	
水道事業	建築電気	104	104	処理場・ポンプ場(建築電気)	
業	機械	105	105	処理場・ポンプ場(機械)	工业法田 CAD
	電気	106	106	処理場・ポンプ場(電気)	下水道用 CAD 基準(案)
	建築	302	302	取水場・浄水場・配水場(建築)	本中(未)
水	建築機械	303	303	取水場・浄水場・配水場(建築機械)	
水道事業	建築電気	304	304	取水場·浄水場·配水場(建築電気)	
業	機械	305	305	取水場·浄水場·配水場(機械)	
	電気	306	306	取水場·浄水場·配水場(電気)	

表-12 電子成果品提出物一覧表

提出物	提出部数	備考
電子媒体	1組	CD‐RまたはDVD‐R
電子媒体納品書	1式	付属資料 2
電子成果成果品検	1式	付属資料 3
查結果表		
確認用印刷紙	1式	ファイル種類毎に下表に示す頻度
		で電子媒体から直接プリントアウ
		トしたものとする。

表-13 確認用印刷紙の提出頻度

ファイル種類	提出頻度	印刷サイズ	備考
報告書ファイル	全数※13	A4 版	
図面ファイル	全数※13	A1 又は A3 版	SXF ブラウザを用
			いて印刷する
図面画像ファイル	100 枚に 1 枚	A1 又は A3 版	図面ファイルと同
	※ 14		じ図面を印刷する

※13:竣工書類で提出する印刷物を利用する。

※14: 所定枚数に足りない場合は最低1枚とする。

第2節 実施設計業務等電子納品要領(案)(H2O.4日本下水道事業団)の上下水道 局における追加・変更点

項目 項目 項目 項目 工工 本 基準 「第 1 章 第 3 節 適用する事業」に示す。 3. フォルダ構成 1・6 本基準 「第 3 章 第 1 節 電子納品のながれ」に示す。 4.1 ファイル形式 1・9 下水道事業間に準拠するが、事業間独自の管理ファイルは作成しない。 4.2 ファイル命名規則 1・10 下水道事業間に準拠するが、事業間独自の管理ファイルは作成しない。 4.2 ファイル命名規則 1・10 下水道事業間に準拠するが、事業間独自の管理ファイルは作成しない。 5.	7FJ 1 C 05 1 7	る坦川 支	<u>~ //// </u>	
1-5 本基準「第 3 章 第 1 節 電子納品のながれ」に示す。	項目	細目	頁	名古屋市上下水道局における追加・変更点
1-6 本基準の図・4 に示す。	1.1 適用範囲		1-1	本基準「第1章 第3節 適用する事業」に示す。
1-9 下水道事業団に準拠するが、事業団独自の管理ファイルは作成しない。 下水道事業団に準拠するが、事業団独自の管理ファイルは作成しない。 下水道事業団に準拠するが、事業団独自の管理ファイルは作成しない。 「一下でしまった。 「一下での「例」(半角英数字10 文字:固定)のように記入する。 「例】 「下水道事業の場合 設計書コード:200915D030 西暦 + 名作に変換 大道事業の場合 設計書ラ・21 木整・998 → 設計書コード:2009052998 和暦+水整 → 西暦 4 析に変換 大道事業の場合 設計書号・21 木整・998 → 設計書コード:2009052998 和暦+水整 → 西暦 4 析に変換 大道事業の場合 設計書の表・9を使用する。 「一下でしていまでは「10」(半角表・2 文字:固定)を記入する。 「一下では「10」(半角表・2 文字:固定)を記入する。 「一下では「10」(半角表・2 文字:固定)を記入する。 「一下では「10」(半角表・2 文字:固定)を記入する。 「一下では「10」(半角表・2 文字:固定)を記入する。 「一下では「10」(半角表・2 文字:固定)を記入する。 「一下では、10」(半角表・2 文字:固定)を記入する。 「「一下では、10」(半角表・2 文字:固定)を記入する。 「「一下水道局が表・2 では、10」(中成しない できんを納する。 また図面に成にあたり、SXF(SFC)形式とは別形式で作成後に、SXF(SFC)形式とは別形式で作成後に、SXF(SFC)形式とは別形式で作成後に、SXF(SFC)形式とは別形式で作成後に、SXF(SFC)形式とは別形式で作成後に、SXF(SFC)形式とは別形式で作成後に、SXF(SFC)形式とは別形式で作成後に、SXF(SFC)形式とは別形式で作成後に、SXF(SFC)形式とは別形式で作成後に、SXF(SFC)形式とは別形式で作成後に、SXF(SFC)形式とは別形式で作成後に、SXF(SFC)形式とは別形式で作成後に、SXF(SFC)形式とは別形式で作成後に、SXF(SFC)形式と変換を行っていた場合、図面フォルケリにサンフォルケとして図面オリジナルのデークを格納する。 「143 表 で 63 図面ファイル等の命名規則は、本基準の表・10	2. 電子納品の流れ		1-5	本基準「第3章 第1節 電子納品のながれ」に示す。
1-9 ルは作成しない。	3. フォルダ構成		1-6	本基準の図-4に示す。
1-10 ルは作成しない。	41ファイル形式		1-9	下水道事業団に準拠するが、事業団独自の管理ファイ
1-10 ルは作成しない。	111 / / / /// ///		10	
リールは作成しない。			1-10	
(4)設計書 コード 1-13	則		1 10	ルは作成しない。
(4) 設計書コード 1-13				契約書に記載の設計番号をハイフン「一」を省く他、
(4) 設計書 コード				下記の【例】(半角英数字 10 文字:固定)のように記
(4)設計書 コード				入する。
1-13 設計番号:09-15D·030 → 設計書コード:200915D030 西暦下2桁 → 西暦 4 桁に変換 水道事業の場合 設計番号:21 水整 998 → 設計書コード:2009052998 和暦+水整 → 西暦 4 桁+052 に変換 (5) 住所コード (5) 住所コード (5) 住所コード (5) 全部入する。前記の表・9 を使用する。 (10) 測 地系、境界座標情報 (1-14 数字 2 文字: 固定) 境界座標情報は「99999999」(半角数字 8 文字: 固定)を記入する。 (10) 海 地層				【例】
3 - ド 設計番号:09·15D·030 → 設計書コード:200915D030 西暦下 2 桁 → 西暦 4 桁に変換 水道事業の場合 設計番号:21 水整 998 → 設計書コード:2009052998 和暦+水整 → 西暦 4 桁+052 に変換 区のコードおよび市町村コード (半角数字 5 文字: 固定)を記入する。前記の表・9 を使用する。			1-13	下水道事業の場合
株立事業の場合 設計番号:21 水整 998 → 設計書コード:2009052998 和暦+水整 → 西暦 4 桁+052 に変換 (5) 住所コード		コード	1 10	設計番号: <u>09</u> -15D-030 → 設計書コード: <u>2009</u> 15D030
4.3 業務管理項目 (5) 住所コード (5) 住所コード (10) 測地 (10) 測地 系、境界座 摂情報 (10) 測地 (10) 類型 (10) 数型 (1				西暦下2桁 → 西暦4桁に変換
4.3 業務管理項目 (5) 住所コード (5) 住所コード (5) 住所コード (5) 住所コード (10) 測 地系、境界座標情報 (10) 測 地系、境界座標情報 (10) 測 地系、境界座標情報 (10) 測 地系、境界座標情報 (10) 担 (20) 全主 (20) 全型 (20)				水道事業の場合
(5) 住所コード (5) 住所コード (5) 住所コード (10) 測 地 (10) 測 地 系、境界座 標情報 (10) 測 地				設計番号: <u>21 水整</u> 998 → 設計書コード: <u>2009052</u> 998
(5) 住所コード	49 类数答理值目			和暦+水整 → 西暦 4 桁+052 に変換
(10) 測 地 系、境界座 (1-14 数字 2 文字: 固定) 境界座標情報は「99999999」(半角数字 8 文字: 固定) 境界座標情報は「99999999」(半角数字 8 文字: 固定)を記入する。 発注者機関コード 発注者機関コード 発注者機関事務所名 1-16 作成しない 4.4 業務管理項目 (JS項目) 5.3.4 報告書管理ファイル(JS項目) 6. 図面フォルダ [DRAWING] 1-36 作成しない 「IMGE」サブフォルダと「VIEW」サブフォルダは作成しない。これらに格納するファイルも不要とする。また図面作成にあたり、SXF(SFC)形式とは別形式で作成後に SXF(SFC)形式に変換を行っていた場合、図面フォルダ内にサブフォルダとして図面オリジナルファイルフォルダ [ORG]を作成して、オリジナルのデータを格納する。 6.2.2 ファイル命名 1-43 表 6-3 図面ファイル等の命名規則は、本基準の表・10	4.0 未伤目垤垻口	(5)住所コ	1 1 4	区のコードおよび市町村コード(半角数字5文字:固
系、境界座 標情報1-14 機情報数字 2 文字: 固定) 境界座標情報は「99999999」(半角数字 8 文字: 固定)を記入する。発注者機 関コード追加 固定)を記入する。発注者機 関事務所 名追加 名古屋市上下水道局の「40601010」(半角数字 8 文字: 固定)を記入する。4.4 業務管理項目 (JS項目)1-16 作成しない5.3.4 報告書管理ファイル(JS項目)1-36 作成しない6. 図面フォルダ [DRAWING]「IMGE」サブフォルダと「VIEW」サブフォルダは作成しない。これらに格納するファイルも不要とする。また図面作成にあたり、SXF(SFC)形式とは別形式で作成後に SXF(SFC)形式に変換を行っていた場合、図面フォルダ内にサブフォルダとして図面オリジナルファイルフォルダ [ORG] を作成して、オリジナルのデータを格納する。6.2.2 ファイル命名1-43		ード	1-14	定)を記入する。前記の表-9を使用する。
標情報角数字 8 文字: 固定)を記入する。発注者機関コード 発注者機関事務所名追加 超定)を記入する。4.4 業務管理項目(JS項目)5.3.4 報告書管理ファイル(JS項目)1-36 作成しない6. 図面フォルダ【DRAWING】1-38 で作成後に SXF(SFC)形式とは別形式で作成後に SXF(SFC)形式とは別形式で作成後に SXF(SFC)形式とは別形式で作成後に SXF(SFC)形式とは別形式で作成後に SXF(SFC)形式とは別形式で作成後に SXF(SFC)形式とは別形式で作成後に SXF(SFC)形式とな別形式で作成後に SXF(SFC)形式とな別形式で作成後に SXF(SFC)形式に変換を行っていた場合、図面フォルダ内にサブフォルダとして図面オリジナルファイルフォルダ【ORG】を作成して、オリジナルのデータを格納する。6.2.2 ファイル命名1-43		(10) 測 地		該当がない場合は測地系の区分コードは「01」(半角
発注者機関コード 関コード 関コード追加 固定)を記入する。名古屋市上下水道局の「40601010」(半角数字 8 文字: 固定)を記入する。 発注担当部課名を記入する。 【例】名古屋市上下水道局技術本部建設部施設課4.4 業務管理項目 (JS項目)1-16作成しない5.3.4 報告書管理ファイル(JS項目)1-36作成しない6. 図面フォルダ 【DRAWING】「IMGE」サブフォルダと「VIEW」サブフォルダは作成しない。これらに格納するファイルも不要とする。また図面作成にあたり、SXF(SFC)形式とは別形式で作成後に SXF(SFC)形式とは別形式で作成後に SXF(SFC)形式に変換を行っていた場合、図面フォルダ内にサブフォルダとして図面オリジナルファイルフォルダ 【ORG】を作成して、オリジナルのデータを格納する。 表 6-3 図面ファイル等の命名規則は、本基準の表・10		系、境界座	1-14	数字2文字:固定)境界座標情報は「9999999」(半
関コード 追加 固定)を記入する。 発注者機 関事務所 追加 名		標情報		角数字8文字:固定)を記入する。
関コード 固定)を記入する。 発注者機 関事務所 追加 発注担当部課名を記入する。 【例】名古屋市上下水道局技術本部建設部施設課 4.4 業務管理項目 (JS項目)		発注者機	\H_ +n	名古屋市上下水道局の「40601010」(半角数字 8 文字:
関事務所名 追加 発注担当部課名を記入する。		関コード	追加	固定)を記入する。
関事務所 名		発注者機		☆ 分 扣 火 如 毎 夕 た ラコュート フ
4.4 業務管理項目 (JS項目)		関事務所	追加	
(JS項目)1-16 作成しない5.3.4 報告書管理ファイル(JS項目)1-36 作成しない「IMGE」サブフォルダと「VIEW」サブフォルダは作成しない。これらに格納するファイルも不要とする。また図面作成にあたり、SXF(SFC)形式とは別形式で作成後にSXF(SFC)形式に変換を行っていた場合、図面フォルダ内にサブフォルダとして図面オリジナルファイルフォルダ【ORG】を作成して、オリジナルのデータを格納する。6.2.2 ファイル命名表 6-3 図面ファイル等の命名規則は、本基準の表-10		名		【例】名百座印上下小坦向牧州本部建設部施設課
(JS項目)1-36作成しない5.3.4 報告書管理ファイル(JS項目)「IMGE」サブフォルダと「VIEW」サブフォルダは作成しない。これらに格納するファイルも不要とする。また図面作成にあたり、SXF(SFC)形式とは別形式で作成後にSXF(SFC)形式に変換を行っていた場合、図面フォルダ内にサブフォルダとして図面オリジナルファイルフォルダ【ORG】を作成して、オリジナルのデータを格納する。6.2.2 ファイル命名表 6-3 図面ファイル等の命名規則は、本基準の表-10	4.4 業務管理項目		1-16	VE成 L tale)
アイル(JS 項目) 1-36 作成しない 「IMGE」サブフォルダと「VIEW」サブフォルダは作成しない。これらに格納するファイルも不要とする。また図面作成にあたり、SXF(SFC)形式とは別形式で作成後に SXF(SFC)形式とは別形合、図面フォルダ内にサブフォルダとして図面オリジナルファイルフォルダ【ORG】を作成して、オリジナルのデータを格納する。 6.2.2 ファイル命名 表 6-3 図面ファイル等の命名規則は、本基準の表・10	(JS 項目)		1 10	TENX O'S V
アイル(JS 項目) 「IMGE」サブフォルダと「VIEW」サブフォルダは作成しない。これらに格納するファイルも不要とする。また図面作成にあたり、SXF(SFC)形式とは別形式で作成後に SXF(SFC)形式に変換を行っていた場合、図面フォルダ内にサブフォルダとして図面オリジナルファイルフォルダ【ORG】を作成して、オリジナルのデータを格納する。 6.2.2 ファイル命名 1-43	5.3.4 報告書管理フ		1-36	作成したい
6. 図面フォルダ 【DRAWING】1-38作成しない。これらに格納するファイルも不要とする。また図面作成にあたり、SXF(SFC)形式とは別形式で作成後にSXF(SFC)形式に変換を行っていた場合、図面フォルダ内にサブフォルダとして図面オリジナルファイルフォルダ【ORG】を作成して、オリジナルのデータを格納する。6.2.2 ファイル命名表 6-3 図面ファイル等の命名規則は、本基準の表・10	ァイル(JS 項目)		1 50	TENX O'S V
6. 図面フォルダ 【DRAWING】1-38る。また図面作成にあたり、SXF(SFC)形式とは別形 式で作成後に SXF(SFC)形式に変換を行っていた場合、図面フォルダ内にサブフォルダとして図面オリジナルファイルフォルダ【ORG】を作成して、オリジナルのデータを格納する。6.2.2 ファイル命名表 6-3 図面ファイル等の命名規則は、本基準の表・10				「IMGE」サブフォルダと「VIEW」サブフォルダは
6. 図面フォルダ 【DRAWING】 1-38 式で作成後に SXF(SFC)形式に変換を行っていた場合、図面フォルダ内にサブフォルダとして図面オリジナルファイルフォルダ 【ORG】を作成して、オリジナルのデータを格納する。 6.2.2 ファイル命名 表 6-3 図面ファイル等の命名規則は、本基準の表・10				作成しない。これらに格納するファイルも不要とす
【DRAWING】 1-38 式で作成後に SXF(SFC)形式に変換を行っていた場合、図面フォルダ内にサブフォルダとして図面オリジナルファイルフォルダ【ORG】を作成して、オリジナルのデータを格納する。 6.2.2 ファイル命名 表 6-3 図面ファイル等の命名規則は、本基準の表・10	6 図面フェルダ			る。また図面作成にあたり、SXF(SFC)形式とは別形
合、図面フォルダ内にサブフォルダとして図面オリシ ナルファイルフォルダ【ORG】を作成して、オリジ ナルのデータを格納する。 6.2.2 ファイル命名 表 6-3 図面ファイル等の命名規則は、本基準の表-10			1-38	式で作成後に SXF(SFC)形式に変換を行っていた場
すルのデータを格納する。6.2.2 ファイル命名表 6-3 図面ファイル等の命名規則は、本基準の表・10	[DIMMING]			合、図面フォルダ内にサブフォルダとして図面オリジ
6.2.2 ファイル命名 表 6·3 図面ファイル等の命名規則は、本基準の表·10				ナルファイルフォルダ【ORG】を作成して、オリジ
1-43				ナルのデータを格納する。
規則 「145」を使用する。	6.2.2 ファイル命名		1-49	表 6-3 図面ファイル等の命名規則は、本基準の表-10
	規則		1 40	を使用する。

6.3.3 図面管理項目 (国交省ファイル)	表 6-7 対象 工種一覧	1-53	表 6-7 対象工種一覧は本基準の表・11 を使用する。
6.3.4 図面管理項目 (JS ファイル)		1-56	作成しない。
8.1 電子成果品の 作成手順		1-60	下水道事業団に準拠し、名古屋市上下水道局と読み替える。
8.4 電子成果品の チェック		1-64	本基準「第3章 第4節 電子成果品の提出方法」に示す。
8.6 電子媒体の表 記		1-68	本基準「第3章 第4節 電子成果品の提出方法」に示す。
8.8 電子成果品の 納品及び確認		1-72	表 8-2 電子成果品提出物一覧表は本基準の表-12 を使用する。 (別表)確認用印刷紙の提出頻度は本基準の表-13 を使用する。
	【解説】(1) (2) (3)	1-72	本基準「第3章 第4節 電子成果品の提出方法」に示す。
8.9 電子成果品の 確認について		1-74	適用しない

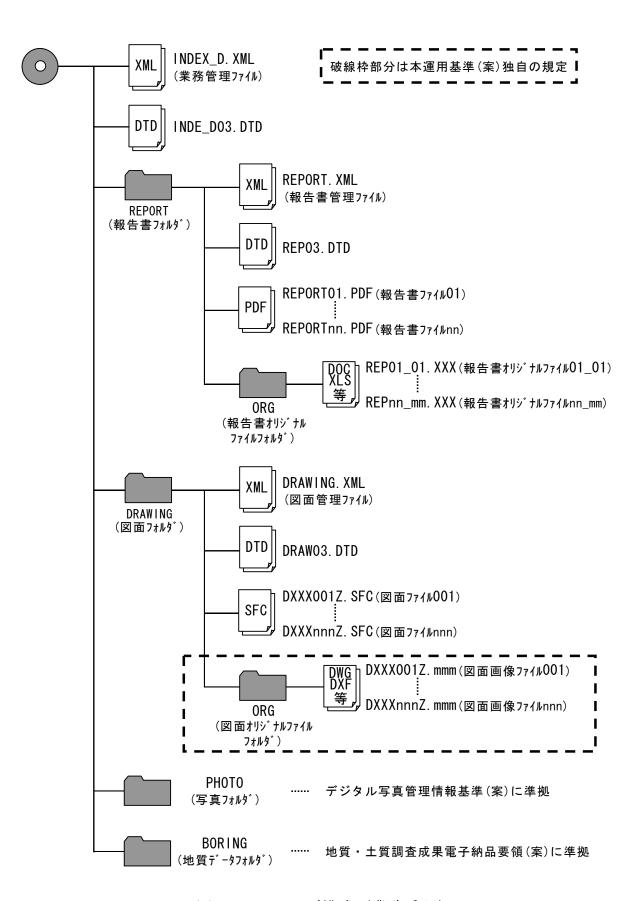
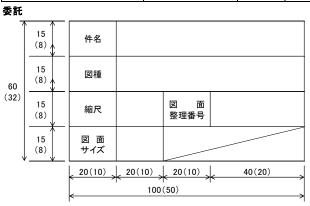


図-4 フォルダ構成(業務委託)

第3節 下水道施設 CAD製図基準(案)(H2O.4日本下水道事業団)の上下水道局 における追加・変更点

項目	細目	頁	名古屋市上下水道局における追加・変更点
			本編は、工事及び設計業務等の成果図面において
			CADデータを納品する際に適用する。
			日本下水道事業団の「下水道施設 CAD 製図基準
 1.1 適用範囲		2-1	(案)」を以下、「下水道事業団版」という。
		4 -1	【解説】
			下水道事業団版の規定と当局の「設計業務委託共
			通仕様書」及び「特記仕様書」の規定に差異がある
			場合は、当局監督員の指示に従う。
	(1) 図面の		図面の大きさは、A 列サイズとして A3 (土木工事)、
	大きさ	2-2	A1(土木以外の工事)を標準とするが、事前に発注
	, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,		者と協議のうえ決定する。
	(4) 表題欄	2-2	表題欄は図-5とする。
 1.2 図面様式(紙出			紙に出力した図面の尺度は、特記仕様書に示す尺度
力様式)			とする。ただし土木工事においては、受発注者間の
) J (at = 4)			協議による。
	(5) 尺度	2-2	【解説】
			・機器外形図・断面図は非尺でも可とする。また系
			統図(配管・システム等)や単線結線図等寸法を持
			たない図面は非尺とする。
1.3 C A D データフ			CAD データ交換標準 SXF (SFC) 形式とする。な
アイルの作成			おオリジナルデータファイル提出の有無は、事前協
	1.3.1 ファイ		議事項とする。
	ル形式	2-5	【解説】
	7.7024		オリジナル CAD データファイルを提出する場合、
			当該ファイルのみ別 CD-R にて提出する。その構成
			等は任意とする。
	1.3.6 高さの		高さの基準は、下水道工事は SP 表示、水道事業は
	基準	追加	WNP 表示を標準とし、共に基準面の 0 点を
			T.P+11.412 (N.P+10.000m) とする。



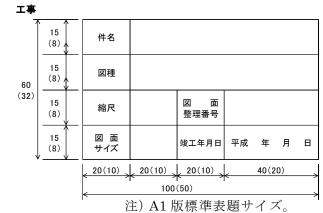


図-5 表題欄

()内は A3 版。

第4節 付属資料(H2O.4日本下水道事業団)の上下水道局における追加・変更 点

項目	細目	頁	名古屋市上下水道局における追加・変更点
付属資料 1. 管理フ			適用しない。
ァイル(JS ファイ			
ル)のDTD			
付属資料 2. 電子成			適用しない。
果品作成対象リス			
1			
付属資料 3. WBC			適用しない。
CODE BOOK			
付属資料 4. 図面種			適用しない。
別 CODE BOOK			
	5.1電子成果		適用しない。
	品検査結果		
	表【様式1】		
 付属資料 5. 様式集	5.2電子成果		適用しない。
(記入例)	品確認結果		
(日ロンベグリ)	表		
	5.3電子納品		適用しない。
	事前協議チ		
	エック		

第5節 地質・土質調査成果電子納品要領(案) (H16.6 国土交通省)の上下水道 局における追加・変更点

項目	細目	頁	名古屋市上下水道局における追加・変更点
第1章一般編		1 1	本基準「第1章 第3節 適用する事業」に示す。
1 適用		1-1	
	4-1地質情報管		該当がない場合は測地系の区分コードは「01」(半
	理項目(経度・	2-3	角数字2文字:固定)緯度・経度情報は時「9999」
第 2 章ボーリング	緯度・測地系)	2 0	分「99」秒「9999999」(半角数字 14 文字:固定)
柱状図編			を記入する。
4地質情報管理ファ	4-1地質情報管		ボーリング調査孔の標高について下水道工事は SP
イル	理項目(孔口標	2-3	表示、水道事業は WNP 表示を標準とし(共に基準
	高)		面の 0 点を T.P+11.412 (N.P+10.000m) とする)、
			小数点以下2桁まで記入。
	7-1ファイル形		CAD データ交換標準 SXF (SFC) 形式とする。な
	式		おオリジナルデータファイル提出の有無は、事前協
			議事項とする。
夏春之然吸补小 园		2-9	【解説】
7 電子簡略柱状図			オリジナル CAD データファイルを提出する場合、
			当該ファイルのみ別 CD-R にて提出する。その構成
	7-5 電子簡略		等は任意とする。 経度・緯度は任意。孔口標高について下水道工事は
	柱状図の標準	2-10	区及・輝度は丘息。れ口信向について「水道工事は SP表示、水道事業は WNP表示を標準(共に基準
	様式	2-11	面の 0 点を T.P+11.412 (N.P+10.000m) とする。
	2-3 CAD デー		CAD データ交換標準 SXF (SFC) 形式とする。な
	タのフォーマ		おオリジナルデータファイル提出の有無は、事前協
第3章地質平面図	ット		議事項とする。
編		3-6	【解説】
2地質平面図の電子			オリジナル CAD データファイルを提出する場合、
成果品			 当該ファイルのみ別 CD-R にて提出する。その構成
			等は任意とする。
第 3 章地質平面図	3-3-5 調査位		標高について下水道工事は SP、水道事業は WNP
編	置	3-13	(共に基準面の 0 点を T.P+11.412(N.P+10.000m)
3地質平面図			を用いることを基本とする。
	2-3 CAD デー		CAD データ交換標準 SXF(SFC)形式とする。な
做 4 去以除收了	タのフォーマ		おオリジナルデータファイル提出の有無は、事前協
第 4 章地質断面図	ット		議事項とする。
編り地質販売図の電子		4-4	【解説】
2地質断面図の電子			オリジナル CAD データファイルを提出する場合、
成果品			当該ファイルのみ別 CD-R にて提出する。その構成
			等は任意とする。

3 地質断面図	3-3-7 簡略柱 状図	4-13	経度・緯度は任意とする。また標高について下水道 工事は SP、水道事業は WNP (共に基準面の 0 点 を T.P+11.412 (N.P+10.000m) を用いることを基 本とする。
第 5 章土質試験及 び地質調査編	4-1 土質試験 及び地盤調査 管理項目 (緯 度・経度)	6-8	該当がない場合、測地系の区分コードは「01」(半角数字2文字:固定)緯度・経度情報は度「9999」 分「99」秒「99999999」(半角数字14文字:固定)を記入する。
4土質試験及び地盤調査管理ファイル	4-1 土質試験 及び地盤調査 管理項目 (標 高)	6-8	標高について下水道工事は SP 表示、水道事業は WNP 表示を標準とし(共に基準面の 0 点を T.P+11.412(N.P+10.000m)とする)、小数点以下 2 桁まで記入。

付属資料1 事前協議チェックシート

受発注者間で電子納品に関する事前協議を行う際には、以下の「事前協議チェックシート」を使用する。

○事前協議チェックシート

【工事】

事前チェックシート (工事用)

			₹ 1	引 ノ	エン、	ノノード(エ゠	p m/					
1) 協議参加	者						実施日	平成	年	月	日	
工事名												
工期		平成	年	月	日	~	平成	年	月	日		
設計書番号												
発注者	課室公所名											
(監督員)	役職名											
	参加者											
請負人	会社名					•						
	役職名	(現場代理	人)			(監理・主任技術	ī 者)					
	参加者											
2) 電子媒体	の仕垟											
部数	· • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	□1部				□その他()部				
電子媒体の		□ CD-R			□ DVD-R							
		_ 00 K										
3) 適用要領	・基準類		1									
名古屋市上			□H21.	8		日本下水道事業団] 工事完成	找図書電	□H20	0. 4		
関する運用	基準(施設	編)				子納品要領 (案)						
日本下水道	事業団	下水道施設	□H20.	4								
CAD製図基準	準(案)											
 備考												
(4) 利用ソフ	٢					70.13 40.71.71		_				
基本ソフト	ソフト名も	しくはファ	イル形	式		発注者利用ソフト				利用ソフ		
CADES =	CVE (CEO)	π			(11)	ージョンを含めて	記載)	(バージョンを含めて記載)				
CAD図面	SXF (SFC)	形式										
ウィルス対策												
その他												
5) 電子納品	. 分免											
フォルダ	がませ	チェック欄					<i>V</i> ⊏ F	 成者				
21103		〇:電子					1F F	人口				
	┃ ┃ サフ゛フォルタ゛	×:不要			書類	名称	 発注者	受注者	協	議時の1	合意内容	
	77 71117	7 . 小安					元/11	文注日				
DRAWIN	GF ※1		完成区	1 番				0				
	ORG101		元 灰 区					0				
0111103%2	UNUTUT		000	/盲								
1	ı	I	I				1	1	1			

- ※1 発注図面がCAD図面で発注者から提供された場合のみ、電子納品の対象とする。
- ※2 設備工事等で工事完成図書等を作成する場合、電子納品の対象とする。

【業務委託】

事前チェックシート (業務委託用)

(1) 協議参加:	考		- 13·	, , -	_ / /		. (>(-).	実施		平成	年	月	日
業務委託名								<u> </u>		1 72	<u> </u>	/,	Н
履行期間		平成	年	月	日		~		平成	年	月	日	
設計書番号													
発注者	課室公所名												
(監督員)	役職名												
	参加者												
請負人	会社名					•							
	役職名	(管理技術	行者)										
	参加者												
(0) 雨之姓仕	.	•				•							
(2) 電子媒体(の作	□1部				ロエ	σ# ()部			
電子媒体の	括 米石	□ CD - R				□DVD -	<u>の他(</u>			/ p			
电丁垛件の	性規	□ 00 - K				□ 0 4 0 -	- N						
(3) 適用要領													
名古屋市上		電子納品に	関す	□H2	1.8		下水道事業		施設詞	十業務等	□H2	0.4	
る運用基準	る運用基準(施設編)					電子	納品要領						
日本下水道	事業団 下	水道施設CA	D製	□H2	0.4		交通省 均			• 土質調	□H1	6.6	
図基準(案)						果電子納品						
国土交通省	CAD製図其	□ H16.6 国土交通省 デジタル写真管						· 理情報	□H1	8. 1			
		. 1 (212)					(案)		,,,,,		I		
備考													
	L												
(4) 利用ソフ	<u> </u>					水汁	者利用ソ	- -		22	3 注 李	利用ソ	7.
基本ソフト	ソフト名も	しくはファ	ィイル	形式			ョンを含め ヨンを含め		ı				ファ <u>りて記載)</u>
文書作成等	一太郎				一太郎(人 記載/		(/\-	<u> </u>	<u> </u>	りて記載/
\ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \	Word				Word()								
	Excel				ExcelO								
	その他												
CAD図面	SXF (SFC)	形式											
写真	JPEG形式	7,0 - 0											
ウィルス対策													
その他													
(5) 電子納品:	対象書類												
フォルダ		チェック欄							作月	支者			
		〇:電子			書物	頁名称					協	議時の	合意内容
	サフ゛フォルタ゛	×:不要						発	注者	受注者	155.		
DD 1111110													
DRAWING			図面	i						0			
REPORT			00	〇書						0			
	ORG		ΔΔ	△書						0			
			その							0			
REPORT	PIC		写真							0			
	DRA		参考	図						0			
(6) その他													

付属資料 2 電子媒体納品書

電子媒体納品書

(発注者) 様

請負人/受託人(住所)

(氏名) 印

下記のとおり電子媒体を納品します。

記

工事名/業務委託名	0000001事		設計書番号	000000 - 0000				
電子媒体の種類	規格	単位	数量	作成年月	備考			
CD-R	IS09660 (レベル1)	部	1	平成〇年〇月				
電子納品対象書類	適用要領・基準			内容				
図面	下水道施設CAD製図基準							

備考

付属資料 3 電子納品成果品検査結果表

電子成果品検査結果表 (工事用)

工事件名								
格納工種		□土木	□建築	□建築機械 □建築電気		□機械設備	□電気設備	
設計書番号				監督課公所				
	総枚数	〇枚	/組			請負者名		
電子媒体	作成組数	1 á	組	検査者		検査者氏名		
	CD-R容量	OOMB/	∕枚 ^{※1}			連絡先(TEL)		
	業者名							
電子媒体 製作業者	住所							
211777	連絡先(TEL)					担当者氏名		
電子媒体フォルダ構成								
フォルダ名		作成有			特記事項有			
完成図フォルダ【DRAWINGF】			,	ファイル形式	□SXF (SFC)	□PDF		
			オリ	ジナルファイル ^{※2}	□有(**	^{€3}) □無		
その他フォルダ【OTHRS】			т -,	₩ ¬ , , , , , , , , , , , , , , , , , ,				
その他オリジナルフォルダ【ORGnnn】			サブフォルダ名 ORGnnn~mmm ^{※ 4}					

※1:複数枚の場合、最大の値を入れる。

※2:オリジナルファイルとは、完成図作成にあたり、SXF (SFC) 形式とは別形式で作成後にSXF (SFC) 形

式に変換を行っていた場合、変換まえのファイル形式の電子データをいう。

※3:オリジナルファイルのファイル形式を記入する。

※4:その他オリジナルファイルフォルダがある場合、サブフォルダ名を記入する。

検査項目		検査基準		結果	特記事項			
フォルダ構成	電子媒体内のフォルダ 構成	基準どおり作成されていること		適・不適				
管理ファイル	電子媒体内の管理ファ イル	基準どおり	作成されていること	適・不適				
	文字または記号	鮮明である	こと	適・不適				
文書データ ^{※5}	線の途切れ、薄れ	ないこと		適・不適				
(PDF形式)	画像のねじれ	著しいねじ	れがないこと	適・不適				
	ページの欠落	ないこと		適・不適				
	作図内容	データの欠	落、文字化けがないこと	適・不適	(SXFブラウザを用いて目視確認)			
	レイヤ内容	適切なレイ	ヤに作図されていること	適・不適	(SXFブラウザを用いて目視確認)			
 図面データ ^{※5}	紙図面との整合性	紙図面と同	ーであること	適・不適	(SXFブラウザを用いて目視確認)			
(SXF形式)	図面の正位	長辺横方向		適・不適	(SXFブラウザを用いて目視確認)			
	輪郭線の余白	20mm以上		適・不適	(SXFブラウザを用いて目視確認)			
	表題欄	正しく記載	されていること	適・不適	(SXFブラウザを用いて目視確認)			
	文字または記号	鮮明であること		適・不適				
図面データ ^{※5}	線の途切れ、薄れ	ないこと		適・不適				
(PDF形式)	画像のねじれ	ないこと		適・不適				
	紙図面との整合性	紙図面と同	ーであること	適・不適				
	記録面の傷	ないこと		適・不適				
電子媒体の 外観	ラベル面の文字	ラベル面に	直接印刷すること	適・不適				
	グベル面の文子	項目の抜け と	、文字のかすれがないこ	適・不適				
	表面の傷	ないこと		適・不適				
収納ケースの 外観等	レーベルの印字	項目の抜け と	、文字のかすれがないこ	適・不適				
	収納状況	装填もれのないこと		適・不適				
ウイルス対策	使用ソフト	信頼性の高	いものを利用すること	適・不適	0000 Ver. O. O			
ウイルス定義ファイル		最新版を使用すること		適・不適	パターンファイル 000.0000			
協議結果 ^{※6}								
検査項目	検査項目 エラー内容		原因等		協議結果			
	 単品に無い場合は							

※5:電子成果品に無い場合は判定不要。

※6:不適の結果が出てしまう場合は、内容や原因、監督員との協議結果(処置)を記載する。

電子成果品検査結果表 (業務委託用)

工事件名										
格納工種		□土木 □建築	□建築機	機械	□建築電気	□機械記		電気設	備	
設計書番号					監督課公所					
	総枚数	〇枚/組			請負者名					
電子媒体	作成組数	1組	柞	検査者	検査者氏名	i				
	CD-R容量	○○MB/枚 ^{※1}			連絡先(TEL))				
	業者名									
電子媒体 製作業者	住所									
	連絡先(TEL)				担当者氏名	í				
			電子媒	体フォ	ルダ構成					
	ファ	ナルダ名	ff	作成有			特記事項有			
					ファイル形式	式	PDF			
報告書フォルダ【REPORT】					サブフォルダイ	作成	□有		□無	
			オリジナルファイ		イル ^{※2}	□有(^{*3})	□無		
図面フォルダ【DRAWING】				ファイル形式	式	□SXF (SFC))	□PDF		
				サブフォルダイ	作成	□有		□無		
				オリジナルファイ	イル ^{※2}	□有(*3)	□無		
写真フォルダ	[PHOTO]									
	写真フォルダ【P	'IC]								
	参考図フォルダ	[DRA]								
地質データフ:	オルダ【BORING】									
ボーリング交換用データフォルダ【DATA】										
	電子柱状図フォル	レダ【LOG】								
	電子簡略柱状図え	フォルダ【DRA】								
	コア写真フォルク	ダ【PIC】								
	土質試験及び地類	盤調査フォルダ【TEST】								
	その他の地質・こ	土質調査成果フォルダ【OTR	₹\$]							

※1:複数枚の場合、最大の値を入れる。

※2:オリジナルファイルとは、完成図作成にあたり、SXF(SFC)形式とは別形式で作成後にSXF(SFC)形

式に変換を行っていた場合、変換まえのファイル形式の電子データをいう。

※3:オリジナルファイルのファイル形式を記入する。

検査項目		検査基準		結果	特記事項		
フォルダ構成	電子媒体内のフォルダ	基準どおり	作成されていること	適・不適			
管理ファイル	電子媒体内の管理ファ イル	基準どおり作成されていること		適・不適			
	文字または記号	鮮明である	こと	適・不適			
 文書データ ^{※5}	線の途切れ、薄れ	ないこと		適・不適			
(PDF形式)	画像のねじれ	著しいねじ	れがないこと	適・不適			
	ページの欠落	ないこと		適・不適			
	作図内容	データの欠	落、文字化けがないこと	適・不適	(SXFブラウザを用いて目視確認)		
	レイヤ内容	適切なレイ	ヤに作図されていること	適・不適	(SXFブラウザを用いて目視確認)		
 図面データ ^{※5}	紙図面との整合性	紙図面と同	ーであること	適・不適	(SXFブラウザを用いて目視確認)		
(SXF形式)	図面の正位	長辺横方向		適・不適	(SXFブラウザを用いて目視確認)		
	輪郭線の余白	20mm以上		適・不適	(SXFブラウザを用いて目視確認)		
	表題欄	正しく記載	されていること	適・不適	(SXFブラウザを用いて目視確認)		
	文字または記号	鮮明である	こと	適・不適			
 図面データ ^{※5}	線の途切れ、薄れ	ないこと		適・不適			
(PDF·JPG形式)	画像のねじれ	ないこと		適・不適			
	紙図面との整合性	紙図面と同	ーであること	適・不適			
写真データ ※5	写真データ	基準どおり撮影れていること		適・不適			
参考図データ	解像度	図面等が判	別できること	適・不適			
※ 5	写真ファイルとの関連 付け	関連付ける	こと	適・不適			
	記録面の傷	ないこと		適・不適			
電子媒体の 外観	ラベル面の文字	ラベル面に直接印刷すること		適・不適			
	ア・	項目の抜け、文字のかすれがないこ と		適・不適			
	表面の傷	ないこと		適・不適			
収納ケースの 外観等	レーベルの印字	項目の抜け と	、文字のかすれがないこ	適・不適			
	収納状況	装填もれのないこと		適・不適			
ウイルス対策	使用ソフト	信頼性の高いものを利用すること		信頼性の高いものを利用すること		適・不適	0000 Ver. O. 0
7 1 70 70 70 70 70 70 70 70 70 70 70 70 70	ウイルス定義ファイル	最新版を使用すること		適・不適	パターンファイル 000.0000		
協議結果 ^{※6}							
検査項目	不適内容		原因等		協議結果		
ツェ ・雨 フ d	田口仁知以担合は						

※5:電子成果品に無い場合は判定不要。

※6:不適の結果が出てしまう場合は、内容や原因、監督員との協議結果(処置)を記載する。